

被災者生活再建支援法が適用されない自治体への 宮城県独自の恒久的な支援制度創設を求める要望書

2021年6月17日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

仙台市青葉区大町2丁目5-10 御譜代町ビル305
東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
代表世話人 菊地 修



<要望主旨>

現在、国の被災者生活再建支援制度として、自然災害で住宅が被害を受けた世帯に最大300万円の支援金を支給する被災者生活再建支援法がある。しかし、この制度は自然災害により全壊10世帯以上の被害等が発生した自治体が対象となっており、同一の自然災害でも全壊被害が10世帯未満の自治体は適用対象外とされ、被災者の平等な救済という点で問題がある。

そこで国は、同一自然災害で適用対象外とされた自治体の被災世帯に対して、各県が条例等にもとづき独自支援制度を創設し、被災者生活再建支援法と同様の支援金を支給した場合、その5割を特別交付税で措置する仕組みを作っている。

2021年（令和3年）3月11日現在で、全国でこのような恒久制度を創設済みの都府県は25となっている。

また、被災者生活再建支援制度を管轄する内閣からも、2021年（令和3年）4月30日付で内閣府政策統括官より「令和3年度における被災者支援の適切な実施について」として技術的な助言が出されており、その中でも「7、被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準ずる都道府県における支援措置の検討等について」として、「独自支援制度の検討」を進めるよう求めている。

宮城県が、同一自然災害による平等な被災者支援という点から、条例等による恒久的な独自の被災者支援制度を創設するよう、以下要望します。

<要望事項>

一、宮城県は、同一自然災害による平等な被災者支援という点から、被災者生活再建支援制度と同様の内容の恒久的な独自支援制度を条例等により創設すること

<参考>

*独自の恒久支援制度を制定している25都府県は以下の通り。

(内閣府ホームページ：令和3年3月11日現在)

福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・滋賀県・京都府・鳥取県・島根県・広島県・山口県・徳島県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・宮崎県

以上